

広電バスの運賃改定に伴う津田線上限運賃の対応について

1 広電バス津田線上限運賃制度の概要

- 津田線の特定区間において、運賃の一部を廿日市市が負担することで利用者の運賃負担を軽減し、利用促進を図る。(利用者負担額＝区間運賃－廿日市市負担額)
- 中山間部と沿岸部間の移動において、利用者の運賃負担額に上限を設ける(最大 400 円)ことで、地域間の連携を強化し、中山間部の住みやすさの向上や定住促進を図る。
- 佐伯地域内移動(津田～上峠間)においては、利用者の運賃負担額を初乗りと同額の 170 円に統一することで、民間路線バスと自主運行バス(150 円)の利用者負担の格差を解消し、地域住民にとって分かりやすく、利用しやすい環境を整える。
- 開始日 令和3年10月1日～

2 広電バスの運賃改定への対応

令和7年2月1日に広電バスの運賃改定が行われ、全体的に値上げとなるが、津田線については引き続き中山間部の定住促進を図るため現行の上限運賃制度を継続することとする。

3 対象路線

広電バス津田線

4 運行事業者

広島電鉄株式会社

5 運賃一部負担の内容

区間運賃の一部を廿日市市が負担し、差額を利用者が負担する

(例) 宮内串戸駅～津田 区間

	現行	変更後 (令和7年2月～)
①区間運賃	690 円	770 円
②廿日市市負担額	290 円	370 円
③利用者負担額	400 円 (①－②)	400 円 (①－②)

別紙利用者負担額表に各区間の負担額(大人1名1乗車当り)を記載

6 利用者負担額の一部調整

現行の運賃区界をそのまま適用すると、近距離よりも遠距離の方が利用者負担額が安くなる区間が生じるため、一部の区間において利用者負担額を調整する。

7 その他

広電バスの運賃改定の内容は確定したものではないため、内容に変更があった場合は、同様の考え方で利用者負担額の区界を補正する。